### 裁判員経験者意見交換会議事録

## 1 開催挨拶

司会者:皆様,本日はお集まりいただきましてありがとうございます。京都地方裁判所第1刑事部裁判官の橋本と申します。裁判員経験者意見交換会を始めるに当たりまして,御挨拶をさせていただきます。

裁判員裁判が始まりまして、七、八年経ってまいりました。おかげさまをもちまして、たくさんの裁判員裁判について、判決まで終了させていただくことができています。ただ、裁判員裁判はまだ歴史が浅いものですので、今後もどんどん良くしていくべきものだろうと考えています。本日は、裁判員を現実に御経験された方からいろいろな意見を伺って、それを裁判官、弁護士及び検察官にお伝えして、裁判員裁判について、我々あるいは国民の皆様方においてもさらに理解を深め、よりよい裁判員裁判を実現していきたいと思い、このような経験者意見交換会を設けさせていただきました。本日は皆様の忌憚のない御意見を頂戴いたしたいと思っておりますので、どうぞよろしくお願い申し上げます。

本日は検察庁、弁護士会、そして裁判所から1名ずつ意見交換会のメンバーと して参加させていただいております。簡単に自己紹介をお願いします。

**牧野検察官**:京都地検の公判部で検事をしております牧野と申します。今日は忌憚 のない御意見をいただいて、勉強させていただきたいと思います。よろしくお願 いします。

**塚本弁護士**:弁護士の塚本と申します。本日は皆様から率直な意見,また厳しい御 意見をお伺いして,今後の弁護活動に生かしていきたいと思っております。本日 はよろしくお願いいたします。

**齋藤裁判官**:裁判官の齋藤と申します。よろしくお願いします。もう50件以上, 裁判員裁判をやらせていただきましたが、その度に、目を開かれる意見をいただ いて,いつも本当に感謝しているところです。本日もさらにいろいろな御指摘を 受けながら,さらに良い裁判ができるようになればと思って参加させていただい ております。よろしくお願いいたします。

# 2 裁判員を経験した感想

**司会者**:予定では8名の方にお越しいただくこととなっていましたが、1名の方は、 都合により御欠席と伺っております。

本日の進行ですが、まず皆様が御担当になった事件について、私から簡単に御紹介をしながら、最初に全体的な感想を一言ずつお話しいただいて、その後、審理の順を追って段階的にお話しいただきたいと思います。

まず、1番の方が御担当になった事件は殺人事件でした。包丁でお父さんの胸を刺して死亡させたという事件だったと聞いています。被告人に精神疾患などがあって、責任能力や殺意の強さなどが争いになって、その上で刑を決めるというものであったと聞いています。こういう御経験をされての簡単な御感想をお願いします。

**裁判員経験者1**:すごく貴重な経験をさせてもらったなと思っています。話合いをするにおいても、例えば殺意とはこういうものだとか、責任能力とはこういうものだと、勉強会のように、あらかじめ丁寧に教えてくれるので、すごく裁判に入りやすかったです。毎日、法律の勉強をしに来てるみたいで、いい経験だったと思います。

**司会者**:2番の方と6番の方の御担当になった事件も,殺人事件でした。世話をしていた知人を殺害したという事件だと聞いています。争点は主に量刑で,介護疲れの事案と見るべきかどうかということも問題になったと聞いています。

まず2番の方、御感想をお願いできますか。

**裁判員経験者2**:裁判所に行く前にやはり殺人事件ということで,重い事件という ことで責任があるなと思いました。ただ、参加すると、1番の方もおっしゃった ように、知識や経験がなく法律に詳しくなくても、順を追って話合いをして、裁判を進めていくことができるということで、不安から興味に変わりました。判決が出ても、控訴をしたかどうかも気になりました。ただ、公開の法廷ですので、傍聴の方やいろいろな方がいるので、自分自身がそこに出て、自分の顔が出ることに対して、大丈夫なのかなと若干思いました。実は普段、コンタクトレンズをしていますが、裁判員裁判に参加している間は、普段は余りしない眼鏡をかけていました。今回も、やはりいい経験で、なかなか経験できないことだと、機会があれば参加したいなと思って、本日は参加しました。

司会者:では、6番の方、御感想等をお話しください。

**裁判員経験者6**:私も最初は私が選ばれたのという驚きと、半分は怖さもありました。ただ、やはり国民としての義務ですので、やらねばならないと思って裁判所へ来ました。実際に自分の身の回りに刑事裁判を受けるような人たちがいないので、最初は、現実離れしたドラマのような感覚でした。裁判が進んでいく中で、人が生きていくとこういう状態になっていくんだ、生活していくとこういうふうにどこかで足を踏み外す場面があるんだと、言いようのない怖さを感じました。ただ、一生に一度あるかないかのような勉強の場を与えていただいたことは、すごく良かったと思っております。

**司会者**: 4番の方が御担当になった事件は、放火の事件です。お父さんと葛藤がある被告人が病気でいらいらが募り自宅に放火をしたという事件だったかと思います。この事件も量刑が問題になって、特に執行猶予を付けるかどうかなどが問題になったのかなと思いますが、御経験をなさっての御感想をお願いいたします。

**裁判員経験者4**: たまたま少し時間が空きまして,自由になりましたので,これはいい機会だからちょっと参加させてもらおうかなと思って,参加させていただきました。しかし,もし裁判の内容が殺人に関することだったら,もしかしたら死刑になり,私もその判断の1票を担うのかと不安でしたが,放火事件ということ

で比較的軽い刑で終わって良かったなと思っております。

また、進め方ですけれども、裁判官に的確なリーダーシップをとっていただいて、私たちの質問にも嫌な顔一つせず、的確に答えていただきましたし、裁判官の意見も述べていただいたことで、違った考え方もあるのだなと、非常に勉強になりました。学校でのゼミのようなものを受けているような気分でした。私も最初の頃は、スタジオに入って法壇の椅子に座って、何か映画撮影をしてるような雰囲気を感じていました。裁判が終わってからもテレビのニュースで裁判員裁判の結果が報道された時には、注目して見るようになりました。非常にいい経験をさせていただきました。

**司会者**:5番の方は,住居侵入,窃盗や強制わいせつ致傷が問題となる事件を御担当していただきました。この事件は,全体としてそれほど争いはないので,量刑が問題になったと聞き及んでいるところです。御感想等をお願いいたします。

**裁判員経験者5**:裁判員制度が始まってから約8年間,まさか裁判員になるとは思っていませんでした。裁判員制度ナビゲーションという資料を送っていただきましたので,裁判手続の流れが分かったと思います。刑事ドラマとかテレビでも同じように見ることもありますが,今回,実際に裁判員として司法参加をして,被告人質問とか,あるいは評議とかを経験することで,どんなふうに裁判が進んでいるかが分かって,非常に有意義だったと思っております。日程的にも,一番初めの冒頭手続から最後の判決まで4日間でした。それほど負担になることはなかったと思います。

それから、私も裁判が終わってから、別の裁判員裁判のニュースがテレビで放送されるとそれが気になりました。別の裁判員裁判では被告人質問の回答が二転三転したというのがあったので、自分が裁判員であれば、ちょっと大変だったかな、評議もなかなか意見をまとめるのは大変だろうなと感じました。

司会者:7番の方が御担当になった事件は、窃盗と強盗致傷、それから公務執行妨

害の事件だったと聞いています。共犯者がいて、車からゴルフ道具を盗む事件を 3件ぐらい起こして、そのうちの一つでは被害者にけがを負わせたというもので、 共犯者との相談がどのくらいあったのかということが問題になったと聞いていま す。御感想等をお話しいただけますか。

**裁判員経験者7**:前の年の秋ぐらいに裁判員名簿に載りましたという通知が来ていましたが、もう通知が来たことを忘れかけており、その後、実際に候補者に選ばれて、断ろうかなとも思いましたが、会社の上司からも、仕事は何とかやりくりする、貴重な経験ができるのだから行ってこいと言ってもらい、参加させてもらいました。

今回の事件は、窃盗、強盗致傷、公務執行妨害だったのですが、裁判員裁判は殺人などの凶悪犯罪の事件ばかりやるものだと認識していました。裁判員に当たった後にこういう事件ですよと言われて、窃盗などが含まれるようなものもあるんだと認識が変わりました。ただ、いざ始まってみると首を絞めたというような話も出てきて、やはり一歩間違えたらもう殺人になってしまうような事件だったのだと思いました。それで、最終的に判決が出ましたが、裁判の期間中、自分の意見が本当に人の将来の人生を決めてしまうということをずっと考えており、少し眠れなくなったり、仕事をしていても頭の中から離れなかったです。裁判が終わっても、数日間はもうそのことがずっと頭の中に残っていました。私もニュースとかインターネットで裁判員裁判の話題が出てくると、少し興味を持って見ています。いいのか悪いのかは別として、自分のような経験をみんなもしているんだなあと思って見ています。

**司会者**:8番の方が御担当になった事件は殺人事件で、被告人が妻を殺害した事件 と聞いています。やはり量刑が問題となって、その被告人の精神的な負担などが どれぐらい刑に反映されるべきであるかが問題になった事件だと聞いています。 御感想をお話しいただけますでしょうか。 **裁判員経験者8**:選ばれたと言われたときは、興味がありませんでした。通知も受け取りましたが、興味がなく、行かない理由がないから来たという程度でした。ただ、いろいろ話をしていると、その人の人生を変えるようなことについてずっと話をしていると気づき、こんな重い話を今までにしたことがなかったので、すごく勉強になることが多いなと思いました。初めは興味がなかったけれども、だんだん興味が出てきて、だんだんいろいろなことを考えて、他の裁判員の方とも仲良くなって、経験としては本当に良かったかなと思います。もう1つは、法廷の雰囲気が本当にドラマの中と同じような印象がありました。裁判は何か淡々と進んでいるものだと思っていたのですが、弁護人はすごく身ぶり手ぶりを交えて話をするし、検察官もそれに伴って、また身ぶり手ぶりを交えて話をする。本当にドラマみたいだという感想を持ちました。

#### 3 分かりやすい主張・立証について①<冒頭陳述部分>

**司会者**:ドラマみたいであったとか,あるいは参加する前はいろいろお仕事のこと とかもあったけれども、参加してみて良かった,あるいは非常に重いことをやっ た,などいろいろな感想をいただきました。これらの点は、実は本日のテーマで ある,当事者に分かりやすい主張,立証,意見,あるいは証拠提出にも関係しそ うだなと思って伺っておりました。

これからは、本日のメインテーマですが、当事者の主張、立証の分かりやすさ、 どういうところが分かりやすくて、どういうところが分かりにくかったかについ て、御感想や御意見をいただきたいと思っております。

その前に、ここで審理の流れについて思い出していただきたいと思います。

最初に検察官が起訴状を朗読し、公訴事実を読み上げる。その後で検察官と弁護人がそれぞれ冒頭陳述をする。これは、これから証拠によってこういう事実を証明しようという、その概略の説明です。双方から、冒頭陳述メモという紙も配られたかと思います。その後、裁判長が争点について説明をした上で、本格的な

証拠調べ,すなわち証拠書類の読み上げや,写真の提出などもあったかもしれません。あるいは証人,被告人などの話も聞いてもらったと思います。証拠調べの本体が終わったら,また検察官と弁護人が論告求刑,弁論という形でもう一度主張し,その後で最終的に評議をして判決をしていただいたものと思います。

これからはこの手続を先ほど申し上げた三つの段階に分けて,まずは,冒頭陳述で,これから何が行われるか分かったかどうか,2番目に,証拠調べの中身について,3番目に,論告,弁論について,御感想,御意見をお伺いしたいと思います。検察官や弁護士からも,こういうところの感想を聞いてほしいという御要望もありますので,私から質問をさせていただいたり,御意見を伺ったりしながら,それぞれ何人かの方にお話を伺えればと思っています。

それでは、まず、冒頭陳述で、皆さんの担当する事件がどのような事件で、争 点はどこで、証拠のどこに注目すればいいのかというようなことが、その段階で ある程度分かったか、どの証拠にどういうふうに注目していけばいいのかが分か ったか、冒頭陳述が証拠調べのガイドマップとして役に立ったか、工夫すべき点 はないかについてお聞かせいただきたいと思います。

では,8番の方,どうぞ。

**裁判員経験者8**:弁護人が2人いたのですが、1人の方はすごく分かりやすく言ってくださいました。でも、もう1人の弁護人が、いま一つ言っていることが伝わって来ませんでした。初めの弁護人の説明がすごく分かりやすかったのに、次の弁護人の説明がすごく分かりにくくて、初めの弁護人の説明が頭から抜けてしまいました。検察官の説明は、客観的に聞けたので分かりやすかったかなと思います。冒頭陳述で感じたことというと、弁護士には個人差があるなということです。

司会者:冒頭陳述のときも、弁護人2人ともがお話しされたんですね。

**裁判員経験者8**:そうだったと思います。対照的過ぎて、特に後半の弁護人の説明のメモをとるのが大変でした。

- **司会者**:大変だったということになると、今後の証拠調べでこういうことになるんだろうな、こういうことにこれから注目しなければならないのだなというのは、ある程度は分かってきてましたか。
- **裁判員経験者8**:何となくですが分かってきました。前半の弁護人がボードを使ってすごくきっちり説明してくださったので、そこを見たときに、こういう構図でこうなったのだなというのがすごく分かりやすかったです。
- **司会者**:冒頭陳述のプレゼンが,ガイドとして役に立ったなとか,分かりにくさが 印象に残ったなどの御感想や,検察官と弁護人と比べた場合の感想,配布された 資料の分かりやすさについて,いかがですか。

4番の方、お願いします。

**裁判員経験者4**:弁護人の冒頭陳述は既に手元資料として配られていたのですが、 それをそのまま見ながら読み上げるのではなく、一度もその書面を見ずに話をさ れていました。あれはすごいなと思いました。書面と一字一句決して同じという ことではありませんが、言おうとしていること、順番、話の組み立てなんかはき っちりしていて、すごいなと感心いたしました。

それから、検察官ですが、若い方で淡々としゃべる人でしたが、マイクのボリュームをもう少し上げて欲しかったなと思います。私自身は聴力は別に悪くないのですが、マイクから離れているためか、聞こえづらかったので、ボリュームをもう少し調節した方がいいと思いました。ただ、内容は文書にしていたので、内容的には問題はありませんでした。

**司会者**: 声の大きさや情報量についてどのような感想をお持ちでしょうか。話の長さ、量、それから後の証拠書類との関係で無駄があったのかなどについて、御意見はありますか。

では、1番の方お願いします。

裁判員経験者1:私の事件では、説明自体はすごく分かりやすかったです。検察官

が何かちょっとミュージカルのような感じで表現がすごく極端だなと思いました。 弁護人も被告人を取り巻く状況がとても可哀想だということをアピールするため か、身ぶり手ぶりも多くあったし、演技みたいな感じを受けました。両極端でそ こまで必要かなと思いました。しっかり話合いをして量刑も決めているので、そ この演技力に左右されてはいないですけど、それぞれの表現には驚きました。

**司会者**:今の1番の方と同じような感想や,逆に非常に淡々と朗読していたなどの 御感想はありますでしょうか。

7番の方どうぞ。

- **裁判員経験者7**:私の事件は、検察官も弁護人も2人いました。冒頭陳述の時から 検察官は淡々としていて、何の心もこもってないのではないかと感じられました。 検察官から被害者の方はこんな怪我を負わされていますという顔写真などのスラ イドを初めに見せられましたので、犯行を行ってしまっているという印象を持っ てしまっていたのですが、弁護人がよく説明してくださって、「あ、そう言われ てみたらそうか。」というのを気づかせてくれ、弁護人はこういう争いをしてい くんだなと分かって、慎重な審理ができて良かったと思います。
- **裁判員経験者5**:私の事件につきましては、公訴事実にそれほど争いがなかったので、検察官も2人の弁護人も淡々と説明していました。ちょっとトーンは違っていましたが淡々と進んでいたような記憶です。
- **司会者**:いろいろなパターンがあり、いろいろな御感想をいただきましたけれども、 検察官又は弁護人から、冒頭陳述に関して御質問がありましたらお願いいたしま す。
- **牧野検察官**:メモの内容や分量について、分かりにくかった、多かった、少なかった、という感想があれば聞かせていただければと思います。
- **裁判員経験者7**:私の事件に関しては適量だったと思います。検察官の資料も裁判の粗筋について、うまく要点が書いてあったので、私はあれで良かったなと思い

ます。

**裁判員経験者4**:私の事件に関しても適量だったと思います。テレビモニターが横にありましたので、写真も見られてよく分かったと思います。

司会者:塚本弁護士、お願いいたします。

**塚本弁護士**: 4番の方の事件の場合, 冒頭陳述ではない場面で, 文章の形式で資料が配られたかと思いますが, 審理を進めていく上で, その冒頭陳述の場面でもメモのようにまとめられた文書が欲しいなと思われることはなかったでしょうか。

**裁判員経験者4**:別にどちらでも良かったかなと思います。今思えば、きっちり話されていたのでそれらをまとめたものをブロックごとに並べられても良かったかなと思いますが、別に悪かったとは思っていません。

# 4 分かりやすい主張・立証について②<証拠調べ本体部分>

**司会者**:では、証拠調べの本体に入っていこうかと思います。先ほどは、冒頭陳述がガイドになっていたか、中身に入りやすかったか、目次として適量であったかというようなお話をいただきました。冒頭陳述は目次であって本体ではありませんので、どちらの言い分を認めるかについては、証拠を見る必要があります。

では、御判断いただくのに十分な証拠はありましたでしょうか。これでは足りないとか、逆にこれはいらないということがなかったかという質問です。

2番の方、どうぞお願いいたします。

**裁判員経験者2**:現場の写真とか,基礎的な証拠は十分そろっていると思ったのですが,一方で,被告人の生い立ちや,殺人をするに至った経緯がちょっと不足しているのではないかと思いました。検察官はすごく厚い書類を持っていたので,そこから必要なものをピックアップして提出したのだとは思いますが,その部分がないので,本当にそれでいいのだろうかという気持ちはありました。

**司会者**:いきさつについてもう少し詳しい証拠があってもいいのではないかという 御意見かと思います。 では、8番の方、お願いします。

**裁判員経験者8**:事件が古かったため、事件当時はそうであっただろうという証拠がたくさん出てくるので、本当にそうだったのかというのがイメージしにくかったです。証拠も絵が多くて、CGとかで再現できたらいいんですけど、それもできないんですよね。

例えば、ここにたんすがあった、これが邪魔になった、ここにこう布団が敷い てあった、と言われても、検察官も弁護人も分かっていないし、被告人も覚えて いないじゃないですか。だから、少し気持ち悪かったかなというのはありました。

司会者:少し怖いというか、自信を持ちにくいというか。

裁判員経験者8:そうですね。

**司会者**:かといって再現してしまうと、本当なのかとなるのかもしれないから、C Gというのも怖いという感想をお持ちになったと。事件直後でない事案のことを 語っていただきました。後で、そういう事件のときの御苦労、イメージを持って もらうためにどういうことを工夫してるのかということを、検察官と弁護人に聞 こうと思います。

ほかに、こういうものがあった方が良かった、あるいはこの証拠のおかげでイメージがつかみやすかったというのを、御記憶に残っていればお願いします。

4番の方、どうぞお願いします。

**裁判員経験者4**:放火事件で、家が燃えかけたんですけど、川があったからその向こう側には延焼しなかったというような話があったんです。検察官が出した写真には、家の中が燃えた後のものはたくさんあったんですけれども、川と家とが写っているショットがなかったんですね。逆に言うと弁護人の方は、川があったから延焼しなかったというような、そういう使い方もできたんじゃないかなと。検察官は不利な写真は出さなかったのでしょうが、せっかく写真を撮られたのですから、川の写っているものも出していただければ、評議のときに話が進んだので

はないかなと思います。

**司会者**:川があったから延焼しなかったというような話をするんだったら、その川の写真ぐらい出してほしいということですかね。主張していることについて、きっちり立証がないんじゃないか、その場で対応できるようなことでも、特に客観的な証拠については出してもいいんじゃないかというような御意見かもしれません。

**裁判員経験者4**:地図はありましたね。それを見て川があることが分かったんです。 **司会者**:過不足がないというのは、当事者からするとなかなか難しいかもしれませ んが、それでもなお、評議が難しかったんだという御意見は参考になると思いま す。

では2番の方、どうぞお願いします。

**裁判員経験者2**:殺害時に窓が開いていたので、周りで大声を聞いていた人はいなかったのか、いなかったということだけでもいいんですけど、その話がありませんでした。また、被害者のところへ定期的に通っていたヘルパーさんがいらっしゃったんですけれども、その人は明らかに誰か特定できているし、その人の証言が取れなかったのならその理由が知りたかったんですけど、一切触れられなかったので、それはなぜなのかなという疑問は最後までありました。

**司会者**:証言を聞いておきたい,現場の状況をつかみたいから写真や図面をもう少し工夫してほしい。証拠の種類によって足りる,足りないについて,いろいろな意見をいただきました。

まず写真や図面でイメージがきちんとつかめたか、あるいは、写真などがなく てもイメージできたという意見や感想はいかがでしょうか。

8番の方、どうぞ。

**裁判員経験者8**:発見現場の遺体の写真があったんですけれども、その遺体の部分の加工が下手だったんです。遺体に見えないくらいに、ただ白いペンで隙間なく

塗ったみたいな。遺体の写真を見るのは嫌だなと思う人もいるとは思うんですけれども、もうちょっときれいに加工してほしい、加工するならするで、ここにこれがあったよということが分かるようにしておいてもらえるといいかなと思いました。

**司会者**:遺体の写真は基本的に見せないほうがいい, というのは分かるけれども, それでイメージがつかめなくなるとそれもまた困る, ということですよね。 では6番の方, お願いします。

**裁判員経験者6**:8番の方がおっしゃったこととは逆で、私たちの事件は、風呂場に遺体を入れて、においを防ぐために漂白剤を入れた状態で放置したというものだったんですが、それはきれいに処理されていたので、被告人がこういうふうに隠そうとしていたという光景が、すごく伝わりました。ふたをしているような感じにきれいにぼかしてあったので、違和感はなく、非常に理解しやすかったです。

**司会者**:技術的な違いが出たようですので、検察側としては検討の余地がある、ということかもしれません。ほかの方、いかがでしょうか。

5番の方、お願いします。

**裁判員経験者5**:私どもの事件では犯人がどこから室内に入ったかという写真はあったんですけれども、吹出しか何かで、犯人がここから入った、被害者がここに寝ていた、と示すようなものがあれば、よく分かるのではないかという感じはしましたね。

**司会者**:説明つきの写真もあるとよりいいかなということですね。ありがとうございました。

では、続いて、被害者や目撃者の供述調書が証拠として朗読されたんだけれど も、その本人に話を直接聞きたかった、あるいは、逆にそれは必要ないと思った、 それと2番の方がおっしゃったような、この人の証言はないのかなと思った、そ の辺りはいかがでしょうか。御自分の感想としてで結構です。 どうぞ、5番の方、お願いします。

**裁判員経験者5**:私の事件は、被告人の出所後の身元引受人になるような幼なじみの会社の上司の方の話があったんですが、その人の意見をもっと聞きたかったなという感じはします。何年でも待ってやるというような話もあったんですけど、 実際にその人の言葉はどうだったのかなと思いました。

それと、PTSDにかかった被害者を診断した医師の方の書面は出ていたと思うんですけど、実際の意見ですね。我々裁判員にはなかなか分かりにくかったので、仕事の御都合があると思うんですけれども、できればやはり生の意見を聞いて、評議の参考にしていきたかったなと思いました。

**司会者**: PTSDにかかった人自身でなくても、その程度について、専門家の話を聞いたほうが良かったと。ほかの方、いかがでしょうか。

7番の方、どうぞお願いします。

**裁判員経験者7**:私の事件は強盗致傷という事件でしたけれども、その被告人の共犯者が2人いたんですね。その共犯者のうち1人は証言したのですが、もう1人の意見を全然聞けなかったんですね。あと、被害者のマンションに同居していた奥様からも、どういう状況だったのかを聞きたかったです。それと、車の窓を割ってゴルフバッグを盗んだというのもあったんですが、その音を聞いてる人が絶対いたと思うのですが、その証言も出てきませんでした。

証言する方の都合や,時間の都合もあるとは思います。確かにそんなことを言ってたらどんどん日が延びていくとは思うんですけれども,なぜこの人が来ないの,というのは最後まで感じていました。

司会者:ありがとうございました。

では、検察官、弁護士から、先ほどから皆さんからお伺いした御意見に対して、質問や御自身の見解があれば、お願いします。

牧野検察官:現場写真等の証拠化について、貴重な意見をいただきました。今後

に生かしていきたいと思います。

警察官は現場の写真をたくさん撮っていまして、ある程度の事件だと数百枚になってしまうので、それを全部裁判に提出するのはおよそ現実的ではないということで、何カットもある写真のうちこのカットがあれば分かってもらえるだろうというものをピックアップして、最終的に統合報告書という形で証拠化していくんです。ただ、こちらで主張している、あるいは弁護人側から主張していることに関連する写真は、漏らさずに入れておかねばならないとは思っています。評議の中でこれが足りなかったなという話が出てくるということであれば、こちらの読みが甘かったかな、そういうところはこれからも気をつけてやっていきたいなと思っております。

写真の加工については、ちゃんとできるはずなので、恐らく何かしらの事情で うまくいかなかったのではないかと思います。

あと、近隣住民などの話についても、警察官はやはり捜査のときに聞いていて、 声を聞いたと言う人がいてもいなくても、それを裁判でどこまで立証するかは、 その話が必要かどうかという観点でこちらで考えています。これも関係ないから 出さないとしていても、聞いた人がいるかどうかも分からないと気になってしま うという御意見があったことを踏まえて、今後は対応を考えたいなと思います。

司会者:では、今度は弁護人の立場からお願いいたします。

**塚本弁護士**: 4番の方から、事件現場の状況について写真があった方が分かりやすかったという話がありました。確かに弁護人の主張を見ていますと、延焼の危険性という主張もしていたようですので、その点からするとやはり写真があったほうが分かりやすかったのかなとは思います。その点は今後気をつけていくべき点だと思いました。

質問もよろしいでしょうか。

司会者:はい。

**塚本弁護士**:1番の方の事件では、鑑定医や解剖医の証人尋問があったかと思う のですが、その尋問の中の質問や説明で分かりにくかった点はなかったでしょ うか。

**裁判員経験者1**:鑑定医の先生の説明は、こんな包丁でこれぐらい刺したからこうだというような説明で、「そうなんだ。」と思うんですよ。

ただ、精神科医の先生の説明は分かりにくかったです。事実関係は争いがない事件だったので、責任能力があるのかどうかの議論が多かったんですよ。それで、その先生は中立の立場の方でしたけど、説明の中で、精神疾患があるというところと、この辺りは大丈夫だったというところと、いろいろ出てきたんですよ。それから、先生も迷っておられたのか、次の日は意見を少し変えておられて、検察官がびっくりするという場面もありました。

精神疾患はどのお医者さんが診ても一緒になるのかどうかが本当に分からなかったので、その先生を100%信じて、一つ一つ潰していくような感じだったので、その先生じゃなかったら判決はどうなったんだろうと、ちょっと思う部分もあります。その先生を信用してないというわけではなくて、精神疾患については、医師によっていろいろな考え方があるんじゃないかなという思いはあります。

**司会者**:2日間にわたったようですけど、皆さんの疑問を医師にぶつける時間は ちゃんと足りていましたか。裁判所から疑問点が出そうな事件のときには精神 科医の尋問時間を十分とっておかねばならないとか、今後の参考にさせていた だける点があるかもしれないと思うのですが。

**裁判員経験者 1**:精神科の話は専門的過ぎて、何を質問したらいいかも分からないような状況で初めてその話を聞くので、その場でぱっと質問できるような内容じゃないんですよ。みんなで話しているうちに、あの点はどう思うとかいうような感じになるので、ちょっとタイムラグがあってから質問できるほうがもっと聞きたいことが聞けるのかなと思いました。私たちの事件では確か、みん

なで話し合ったことを,裁判官が質問してくださっていたと思います。

**司会者**:とはいえ,実際は二,三日置いてから質問したらどうなったかなという 気持ちもなくはないんですかね。

**裁判員経験者1**:専門的な分野に関しては、質問がありますかと言われても、できない人がほとんどではないかなと思います。

司会者:ほかの皆さんはよろしいですか。塚本弁護士どうぞ。

**塚本弁護士**: これもまた個別の質問になりますが、7番の方の場合は登場人物が 非常に多い事件だったと思うんですが、証拠調べの中で誰の話だったかという のが混乱することはなかったでしょうか。

**裁判員経験者7**:そうですね。例えば3人の警察官が証人に立たれたんですけれども、同じような質問を検察官も弁護人もされるんですね。あなたはどこにいましたかとか、車はどこに止まってましたかとか、周りに何かありましたかとか。それで、最終的に評議してるときに、あれ、あの人はどうだったのかな、あの人は何て言ってたかなというのはありましたけれども、今考えたら、その警察官3人の意見は非常に参考になりました。いろいろな方の話を聞けるのは、今回の事件に関しては良かったんじゃないかなと思います。ほかの事件はどうか分かりませんけれども、私の担当した裁判では適当な人数だったのではないかと、むしろもうちょっと聞きたい人がいたかなという感じですね。

司会者:ありがとうございました。どうぞ、4番の方。

**裁判員経験者4**:被告人の御両親が来ておられて、お母さんは証人尋問で結構話されたんですけれども、お父さんは全く証言台に立たれなかったんです。その後、お姉さんの書面も出てきて、事件の状況をかなり細かく書かれていてイメージが手にとるように浮かぶような説明だったんで、それは良かったんです。

この事件は被告人とお父さんの人間関係,親子関係が絡んでいたので,一番のネックはお父さんで、やはり証言台に立ってもらって一言でも話が聞きたかった。

証人尋問に選ばれる人は、どういうふうに決められているのか、拒否されたのか、 検察官と弁護人とでもうやめておこうかという話になったのか、その辺りが少し 疑問でした。

**司会者**: どういう形で証人を選別しているかということは、その事件の担当でないと分からないかもしれませんので、一般的な意見で結構ですので、一言ずつお願いできますか。

**牧野検察官**: そうですね。検察官としては、事実を立証するのに証人に来てもらったほうが分かりやすいかどうかという点と、証人として出てきてもらうのは相当な負担なので、その人が協力してくれるのかという点です。

あとは審理日程を組むにあたって考えていって、同じ内容を話してもらうのに、 証人は2人は要らないんじゃないか、1人でいいんじゃないか、というところで 絞っていくこともあります。こちらで必要だと思っていても、証人として協力し てもらえない場合ももちろんありますので、なかなか思ったようにできるわけで はないですけれども、基本的には分かりやすくなるようにと考えております。

それができない場合には、供述調書の朗読に替える。こういう形になってます。 司会者:弁護士さんの立場はいかがでしょう。

**塚本弁護士**:弁護人としては、やはり被告人に有利な発言をしてもらえる方に証人として出てもらうことになります。御両親がいらしたら両方が出てこなくていいという場合もあるかもしれませんし、どちらが話が上手なのかとか、今後の指導監督はどちらが中心になるのかとか、そういう点も踏まえて判断していくことになりますので、自然と絞られるケースもあるのかなと思いますね。

司会者:ありがとうございました。

#### 5 分かりやすい主張・立証について③<論告求刑・最終弁論部分>

**司会者**:では、論告求刑、最終弁論のところに入っていきたいと思います。これが、 それまでの証拠と合っていたか、というようなことですね。一方的だった、分か りにくかった、評議をするのに論告とか弁論の内容があって良かった、書面について、書面が評議をするのに役立った、あるいは全然役に立たなかったというようなことについて、お感じになったところがあればお伺いしたいなと思います。 8番の方、どうぞ。

**裁判員経験者8**:初めにも言いましたけど、弁護人の最終弁論は、もう少し頑張れよという感じはあったかなと思いますね。

司会者:量刑の考え方について、検察官や弁護人からは何か意見が出てましたか。 裁判員経験者8:求刑についてきっちり言われましたので、ここからここまでの 間で考えないといけないんだなと思いました。

**司会者**:弁護人の弁論は分かりにくかったですか。それとも、何か説得力がなさ そうに見えたんだとしたら、何が悪かったのかおっしゃっていただけますか。

**裁判員経験者8**:2人の弁護人が対照的で、一人は本当に劇みたいな感じで話されるし、もう一人は本当に下を向いて読んでおられるし。同じ人の弁護をしてるんだったら、もうちょっと熱量も同じでやってくれたほうがいいかなという感じはありましたね。

**司会者**: 今8番の方から温度差をなくしたほうがいいという,大変貴重な意見をいただきましたが,私たちはプロじゃないんだから,こういうところを直さないと分かりにくい,という御意見はございませんでしょうか。

7番の方、お願いします。

**裁判員経験者7**:論告・弁論のとき、検察官からも弁護人からも資料が渡されました。検察官の資料は、A4判で1枚か2枚ぐらいだったと思うんですけれども、カラーで非常に分かりやすく、誰々の発言でこういうふうに立証されたという感じで要点をまとめられていて、非常に分かりやすかったです。

一方で、弁護人の資料はモノクロで、多分4枚ぐらいあったんじゃないかなと 思いますが、びっしり書かれてたんですね。弁護士さんも頑張って作られた資料 ですので、もちろん伝わってくるものはありましたが、検察官の資料が非常に分かりやすく要点がまとめられていたのに対し、何か無理やり言いわけを書いているだけのような感じがして、もう少しちゃんと要点をまとめてあれば良かったかと思います。もっとも、これは今回の事件の性質上、仕方がなかったと思います。それと、私の事件も弁護人が2人おられて、1人は声量も少し小さく、途中で言葉に詰まったりされる場面もあったんですね。多分別々の弁護士事務所から呼ばれた弁護士じゃないかなと思うんですが、その辺りで温度差が出たんじゃないかと思います。

**司会者**: チームプレーといいますか、どれぐらいすり合わせをしているのかという 点について、何かこの場でおっしゃりたいことはありますか。

**塚本弁護士**:弁護人間で十分な打ち合わせをした上で臨んでいるのは間違いないと思います。ただ、やはり個々の弁護人によって、経験や技量の差があるのは確かなことで、多くの場合は若手の弁護士がベテランの弁護士についているケースが多いんじゃないかなとは思います。

そうなるとベテランの弁護士は、熱意を感じられるような冒頭陳述なり弁護を されて、若手の弁護士はちょっと経験不足の点が出てしまうこともあるかもしれ ませんが、決して熱意を持たずにやっているわけではないです。

**司会者**:資料が文字ばかりという話もありましたけれども、分量が多かったり文字 ばかりだったりしてとっつきにくかったなとか、逆にみんなが必要だと思うだろ う情報が書いていないとか、そのような印象を持たれたことはなかったでしょう か。何か特別な御意見とか御感想とかありませんか。

どうぞ、4番の方。

**裁判員経験者4**:私の場合は、文字が羅列されていても、赤ペンとかがあったので、 それでキーワードに丸をしていったらよく分かりました。

司会者:論告・弁論を聞いて、それまでの証拠調べのイメージががらっと変わった

とか、そういうことは特になかったでしょうか。やはり証拠がきちんと踏まえられていたということでしょうかね。

検察官、弁護人、裁判官から、証拠調べについて、何かほかに御意見等がありましたらお願いします。

**塚本弁護士**:論告・弁論からは少し離れるかもしれませんが、8番の方の事件のときは、被害者遺族の意見陳述があったかと思います。その意見陳述をどのように受け止められて、量刑判断の際にはどのように影響したのかという点をお教えいただきたいと思います。

**裁判員経験者8**:私には、悪いイメージに映ってしまいました。その人が一番劇のような話し方で、伝わってきませんでした。だから、これだったら話さない方がましだったのではないかと思います。

**司会者**:被害者の意見陳述という制度がございますけれども、それについて量刑に どの程度影響されるかという話で、検察官、弁護人にもいろいろな工夫があり得 るところかなと思います。

#### 6 質疑応答

**司会者**: ありがたい御意見をたくさんいただいておりますが、本日傍聴の報道関係 者からも質問をお願いいたします。

記者:裁判員裁判に参加可能な期間についてお伺いしたいと思います。

今,京都地裁では実審理期間が135日間にわたる裁判員裁判が行われています。このような長期にわたる裁判に参加することは可能でしょうか。一般の方が参加できる裁判員裁判の期間の限度について、お考えをお伺いできたらと思います。よろしくお願いします。

司会者:感想でもよろしいですよね。どうぞお願いします。4番の方。

**裁判員経験者4**:私は選任手続期日を入れて5日でしたが,自営業ですので対応できたかなとは思います。けれども、ほかのサラリーマンの方とか、同じ自営業で

も社長さんとか、重要な役職の方にとっては、4日以上仕事を空けるのは大変な ことじゃないかなと思います。

司会者:ほかの方,いかがでしょうか。8番の方,どうぞ。

**裁判員経験者8**:公務員は、行けると思います。断る理由がないです。ただ私は前職があるのですが、前職だったら5日でも100%無理で、1日なら行けるかなというレベルです。だから日数の限度は業種によると思います。

司会者:どうぞ,1番の方。

**裁判員経験者1**:私の仕事だったら、期日の回数にもよると思います。例えば週5日を毎週とかなら、さすがに無理だと思うんですよ。長い裁判の場合でも、そんなに詰めないのであれば何とかなる場合もあると思います。

それ以外の問題で、裁判員に選ばれてから始まるまで中一日しかなかったりするので、裁判が始まるもう少し前に決めてもらえないのかなとは思います。そう したらもう少し選択肢が広がるんじゃないかなと。仕事をしている人間には厳しいです。

**司会者**:現状は、長くなればなるほど選任手続から始まるまでの期間を長くとっているのですが、その辺りをどのように配慮しているか、裁判官からどうぞ。

**齋藤裁判官**:1番の方のような御希望は、結構お聞きしています。要するに、選任 された後のスケジュール調整の時間が必要だということですよね。

それはできるだけ配慮するようにしていて、1週間とか10日前ぐらいに選任 手続を行うのは、最近はよくあります。1週間とか10日でも短いですか。

裁判員経験者1:中一日よりは全然いいです。

**齋藤裁判官**: そのような御意見をお聞きしたことを,裁判所の中でも共有して,御 迷惑をできるだけ少なくするように配慮しようと思っております。

記者:同じ長期の審理についての質問ですが、その場合の精神的な負担については、 どう思われますか。 司会者:2番の方,お願いします。

**裁判員経験者2**:私は裁判員を経験したので、精神面でもいけるんじゃないかなと思います。ただ、私は毎回自分でメモをとってましたが、期間が長いと、それがサマリーとして出てきたり、例えばパワーポイントで分かりやすくまとめられたものが常にあったりすればいいですけど、自分でずっと何十回も作っていくということになると、途中で自分自身の考えが分からなくなってしまうという点があるのかなと思います。途中から、もうこの人は絶対に悪いと決めつけて、そのまま最後まで行ってしまうんじゃないかという懸念はあります。

司会者:ほかの方、いかがでしょうか。では7番の方。

**裁判員経験者7**: 私も一度経験しているので、時間さえあれば行けるんじゃないかなと思います。

司会者:ありがとうございました。どうぞ、1番の方。

**裁判員経験者1**:精神面に関しては、長いから精神面がしんどいというよりは、死 刑にするのかどうするのかがかかわってくるような事件であったら、期間にかか わらず、怖いと思います。

死刑がかかわってなかったら、結構前向きに参加できると思うんですけど、それがかかわってたら、それだけ日数が長いと結構しんどいと思います。

**司会者**: 感じるプレッシャーには、事件の中身も影響するであろうということですかね。4番の方、どうぞ。

**裁判員経験者4**:私は、夜寝ようかなと落ちついたら、ばっと裁判の内容とか場面 がイメージで出てきて、どうなるかなと思ってたんですけれども、人間の脳って 柔軟性があるんでしょうかね、だんだん慣れてきました。頭の使っていない部分 も使うようになって、脳の活性化になったんじゃないかなと思います。

だから,一つの物事が起こったらそれをストレスとして捉えるか,ポジティブ に捉えるか,その人の考え方,感じ方で違うと思います。 司会者:どうぞ,8番の方。

**裁判員経験者8**:人によるという話があったと思うんですけれども,裁判官の裁量 にもよるような気がします。

私の事件の裁判官は、すごくやりやすかったです。別に何かをおっしゃるわけ じゃないですけれども、ちゃんとフォローされてる。裁判所の職員の方も、ちょ っとしんどそうだなと思ったら声をかけてくださったり、そういう周りのフォロ ーがあると結構気が楽になるんです。やはり重いことをやってるので、声かけー つ、きょうはいい天気ですねの一言でもいいので、かけていただけると気が少し 楽になるかなとは思います。

**司会者**:言いにくいかもしれませんけど、精神的な負担に対する配慮の不足をお感じになったとか、あるいは良かったけれどもこういうものも欲しいとか、御意見をお持ちの方はいらっしゃいませんか。はい、1番の方。

**裁判員経験者1**:今日参加した人は、裁判員制度がより良くなったらいいと考えていると思うんですけど、今日参加しない方や、もう行きたくないと思っている方の意見を聞く方法があったら、もっと役に立つのかなと思いました。

司会者:ありがとうございました。

**裁判員経験者8**:選任手続のときに、補充裁判員への説明がなかったんですよ。少し説明してあげたほうがいいかなと思いました。

司会者:ありがとうございます。

長時間にわたって有益なお話を伺うことができました。皆様の御意見を生かして、裁判員裁判をますます良いものにするように努力してまいります。

本日はどうもありがとうございました。